

特定漁港施設の運営の事業認定について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 37 条の 2 第 2 項の規定により、下記のとおり認定したので、漁港漁場整備法施行規則（昭和 26 年農林省令第 47 号）第 26 条の規定により公表します。

令和 8 年 3 月 5 日

記

- 1 当該認定を受けた者の名称
株式会社オノデラコーポレーション
- 2 特定漁港施設の運営の事業の名称
水産加工品製造業
- 3 特定漁港施設の運営の事業の内容
気仙沼産の水産物（メカジキ、ビンチョウマグロ、牡蠣等）を使用した水産加工品を製造する。
- 4 貸付を受けようとする特定漁港施設の名称、規模、構造及び配置並びに貸付期間及び利用形態
 - (1) 貸付けを受けようとする特定漁港施設の内容
 - ① 名称、規模及び構造

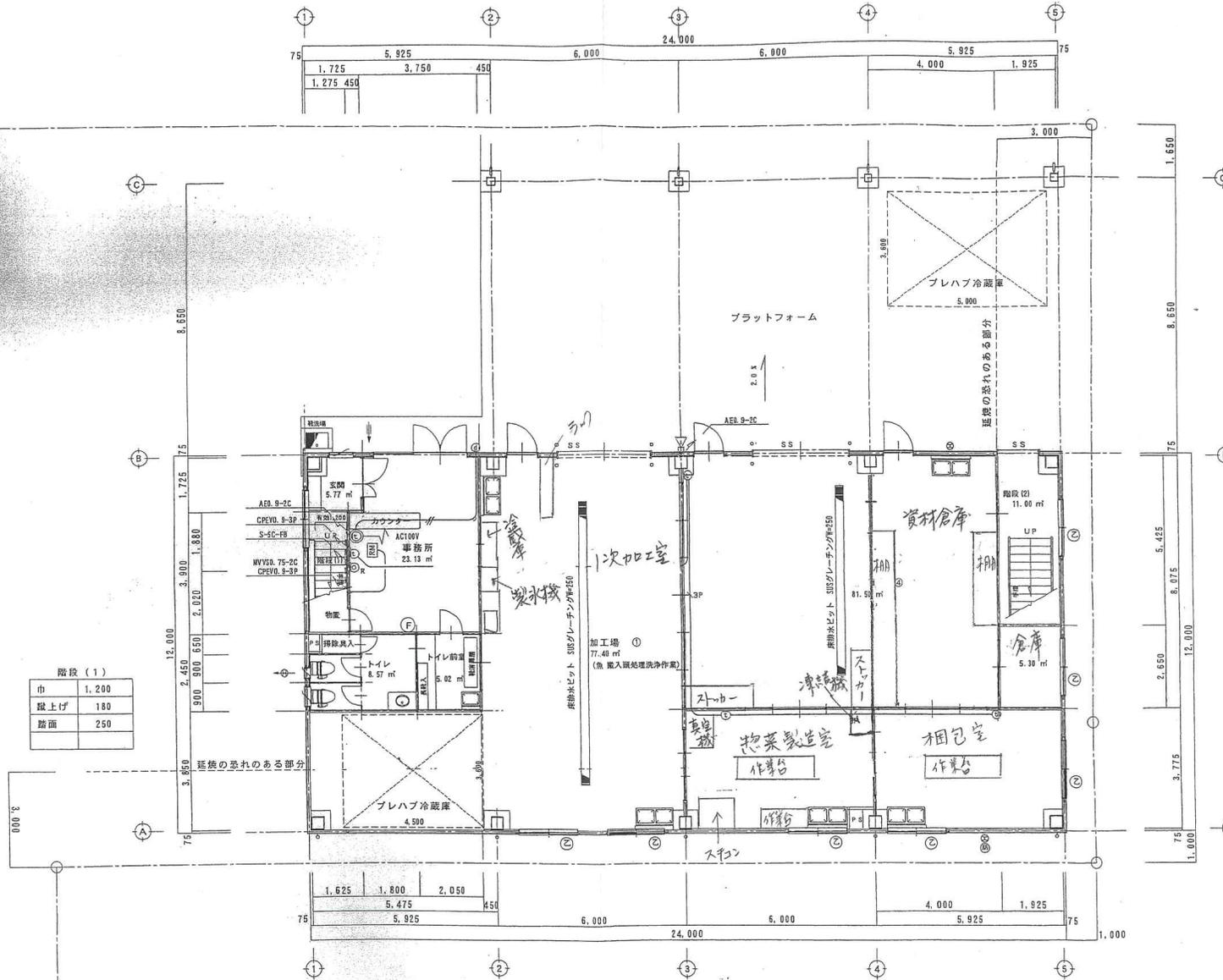
特定漁港施設名	規 模	構 造
加工場用地	1,054.03 m ²	更地
加工場用地に係る盛土	2,126.23 m ³	土砂
 - ② 配置図
別図に示すとおり。
 - ③ 貸付けを受けようとする期間（予定）
令和 8 年 5 月 1 日から令和 18 年 4 月 30 日まで
 - ④ 利用形態
貸付けを受けようとする用地には、廃業した水産加工業者が整備した加工施設がすでに存在しており、申請者が当該加工施設を競売取得し、修繕・改築して、事業を開始することを予定している。そのため、当該事業開始に併せて、当該用地を利用するもの。
- 5 特定漁港施設の運営の事業の実施が特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものであることを明らかにするために参考となる事項
認定を受けた者が、この水産加工品製造業を運営することにより、当地域水産物の高付加価値化、気仙沼ブランドの構築、販路拡大及び水産業の持続可能性の向上を図ることができる。

- 6 特定漁港施設の運営の事業認定申請書の縦覧期間、縦覧場所及び意見書の処理経過
令和8年2月17日から同2月25日まで、宮城県庁（水産林政部漁港整備推進室）、
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部及び宮城県ウェブサイトにおいて公衆の縦覧
に供した。
なお、縦覧期間中、意見書の提出は無かった。

7 認定の理由

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第24条各号に定める事業者の基準に
適合しており、本事業を運営することにより、当地域水産物の高付加価値化，気仙沼
ブランドの構築，販路拡大及び水産業の持続可能性の向上を図ることができるものと
認められる。

(別図)



階段 (1)

巾	1,200
蹴上げ	180
踏面	250

階段 (2)

巾	1,300
蹴上げ	200
踏面	250

1階平面図 S=1:100

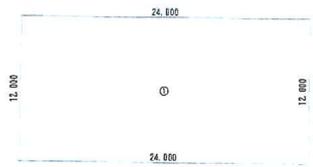
1. 2階 火気仕様無し

- 【配線凡例】
 特記なき配線記号は下記による
- AED. 9-2C ココブ
 - SP S-5C-FB 配線
 - 3P CPEVD. 9-3P ココブ
 - RM MVVSA. 75-2C 配線
 - CPEVD. 9-3C 配線

備考	

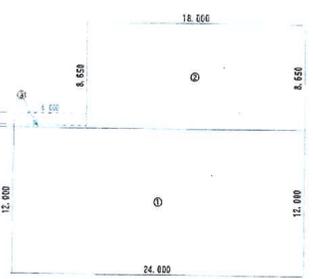
北斗株式会社一級建築士事務所
 宮城県知事登録第11210161号
 一級建築士登録第 119989号 満口 泰男

承認	繕括	担当	作図	作成年月日 H 26. 7. 31	工事名 (仮称) 丸勇鈴伊第二加工場新築工事	図面番号 E / 21
				訂正年月日 H	図面名 1階弱電設備図	縮尺 1:100



2階

① 24.000 × 12.000 = 288.000.000
2階床面積 288.00 m²

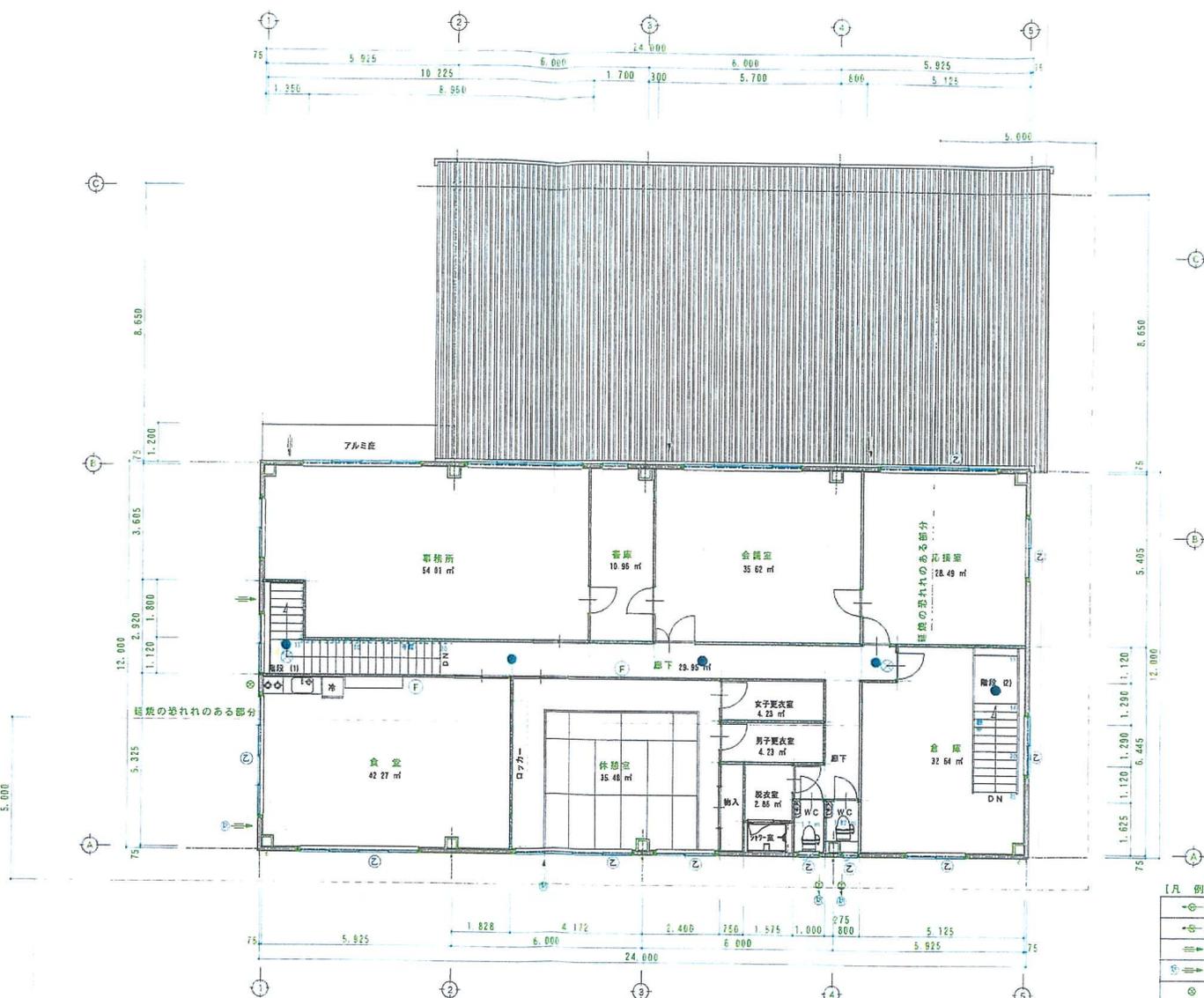


1階

① 24.000 × 12.000 = 288.000.000
② 18.000 × 8.500 = 153.000.000
計 441.000.000
1階床面積 441.70 m²
③ 5.000 × 200 = 1.000.000
441.70 + 1.20 = 442.90
総床面積 444.99 m²

【床面積表】

建築面積	444.90	m ²
1階床面積	443.70	m ²
2階床面積	288.00	m ²
合計	731.70	m ²



【凡例】

⊕	排気換気扇 (24時間換気)
⊕	排気換気扇 (24時間換気) (防火ダンパー付)
≡	給気方ラリ
≡	給気方ラリ (防火ダンパー付)
⊙	一般局所換気扇
F	消火器 ABC 10型
●	非常照明器具 (A' 7リ以内)
乙	乙種防火戸設備
⊗	防導標識板

